



農業ひろさき

150 2025年9月1日 (第235号)

青森りんご植栽150周年



編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104

弘前市ホームページ
農業情報はこちらから

堀越小学校6年生朝市販売体験

7月20日、堀越小学校6年生22人が津軽藩ねぷた村朝市にて清水森ナンバの販売体験を行いました。

清水森ナンバブランド確立研究会の指導の下、生産管理部の児童25人が6月から栽培したナンバを、販売調理部の児童が前日に収穫して袋詰めを行い計66袋出品したところ、販売開始から約5分で完売しました。

チラシやプラカードを自分たちでデザインするなど工夫して販売した児童は、大好評の売れ行きに驚きつつ、定植から販売までの一連の流れについて楽しく学んでいました。



今後は8月30日に2回目の出店と、10月頃にナンバを使った調理体験を予定しています。

ナンバを売り歩く様子

青森りんご植栽150周年りんごの先人記念碑めぐり

第2回 りんごの神様 「外崎 嘉七」

清水村樹木（現弘前市）生まれ。24歳から農牧社に勤め常盤野の農場などで8年間、支配人笛森儀助の大きい信頼のもとで熱心に働き、人間的成长をとげる。

村に帰った嘉七は、りんごづくりの最高の指導者である菊池楯衛に教えを乞い、りんご園向陽園（現弘前大学北溟寮）を開設。天賦の才能に恵まれた嘉七は、津軽地方物産品評会で3年連続1等を受賞し、外崎嘉七ありと広く認知される。

最大の業績は、明治30年代の病害虫の発生時に袋かけと木洗い（樹幹洗浄）の新技術を導入し、危機の脱出に成功したこと。さらに、りんごの山地栽培の奨励により、青森りんごが全国一の栽培面積を有するようになる契機を作ったことである。一段形への樹形改造を編み出し、栽培の技術指導や普及を県内各地で行い、「りんごの神様」と慕われた。高弟として対馬竹五郎がいる。

報徳会（会長 楠美冬次郎）により記念碑（外崎翁緑地：樹木2丁目）が建立された。



黄金崎農場がキャベツでJGAP認証取得

7月24日、(株)黄金崎農場がキャベツのJGAP認証を取得したことを受け、市長への表敬訪問を行いました。

JGAPは農産物の安全性や生産工程等を審査し、基準に適合した生産者に対して与えられる第三者認証で、キャベツでの取得は同社が県内第1号となります。大倉専務によると、(株)青森みのく銀行及びあおもり創生パートナーズ(株)の支援を受けて今回の認証取得に繋がったとのことです。

東代表取締役は今回の認証について、「農場の知名度が上がり、その生産地である弘前も有名になればまた人が増え、大



規模な農業生産が可能になる」と今後の展望を語りました。

同社のキャベツは外食チェーンや食品製造業、全国のスーパー等で加工販売されます。

(中央)東代表取締役
(右)大倉専務取締役

青森りんご植栽150周年記念グルメイベント

青森りんご植栽150周年を記念し、りんごに関連するグルメ・クラフトイベントを開催します。

◆日時 9月13日（土）、14日（日）

午前10時～午後4時

◆場所 追手門広場（下白銀町2丁目）



◆問い合わせ先

青森りんご植栽150周年記念イベント

運営事務局 (ringo150@rab-service.co.jp)



（地独）青森県産業技術センター 令和7年度りんご研究所参観

◆日時 9月18日（木）午前9時～午後4時

◆場所 りんご研究所（黒石市大字牡丹平字福民24）

◆内容 青森りんご植栽150周年記念展示・座談会

・場見学ツアーや果樹相談コーナー、

農業資材やりんごの販売など

◆問い合わせ先 ☎ 52-2331

令和6年12月以降の大雪による雪害支援

国及び市では、昨冬の大雪で被害を受けた果樹生産者に対し、被害樹の改植に要する苗木や補強等に用いる枝受け支柱の購入に対する支援を受付しています。各種支援事業の活用をお考えの方は期限内に忘れずにお申し込みください。

【国の支援対策】

被害果樹の植替えや、これに伴う未収益期間の幼木管理経費支援を実施します。

生産性の回復・強化に向けた改植等の取組支援(令和8年度以降も適用)

- 改植の支援(りんご) (10アール当たり)

同一品種への改植、1本単位の改植	17万円
被災樹体を活用しながらの漸進更新	15万円
省力樹形への転換	73万円

- 未収益期間の支援 (10アール当たり)

4年分を初年度に一括交付	22万円
--------------	------

国事業の申込方法

(1) 申込先 農協組合員は各JAの窓口、組合員以外は弘前市農林部りんご課生産振興係

(2) 申込期限 JAつがる弘前組合員 令和7年10月10日(金)まで

JA相馬村組合員 令和7年8月29日(金)で受付終了

JA津軽みらい組合員 令和7年9月30日(火)まで

※各JAの組合員でない方は、市りんご課での受付となります。お住まいの地域のJAの申込期限までにお申し込みください。

(3) その他 申込に必要な書類は各申込先でご確認ください。

【市の支援対策】

令和6年12月からの大雪により、修復できない被害果樹の補植・改植や被害果樹の補強等に要する苗木及び支柱の購入経費を支援します。

雪害対策りんご園地等再生事業

対象経費(交付額)	※ア 補植及び改植に要する苗木 (上限なし)	イ 被害果樹の補強等用支柱 (上限1,000円/本)
補助率	対象経費の2/3以内	対象経費の1/3以内(上限あり)
対象期間	令和7年1月8日～令和8年11月30日	令和7年1月8日～令和7年11月30日
	※上記期間内に購入したものに限ります。苗木と支柱の期間が異なりますのでご注意ください。	
申込期間	令和7年8月25日(月)～ 令和9年1月15日(金)まで	令和7年8月25日(月)～ 令和8年1月16日(金)まで

※「ア」は、国の事業が対象とならない方(改植面積2アール以下など)が対象となります。

■問い合わせ先

弘前市農林部りんご課生産振興係

(市役所前川本館3階)

40-7105



市ホームページ

JAつがる弘前農業振興課

82-1090

JA相馬村農業振興課兼審査課

84-3215

JA津軽みらい石川グリーンセンター

92-3311

※申請にあたってはさまざまな要件があります。詳細につきましては、市ホームページ(二次元コード)をご確認ください。

※詳細に記載されている事業によっては、既に受付が締め切られているものがありますので、ご注意ください。

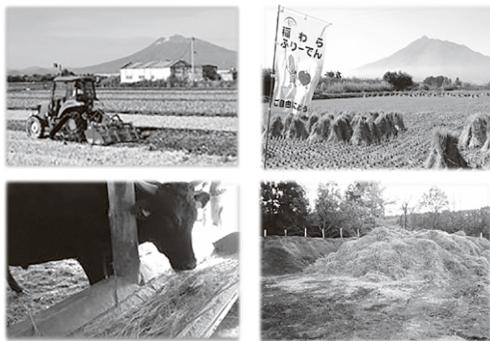
STOP! 稲わら焼き

稻わら焼きの煙は、周辺住民の健康被害や交通障害の原因となるほか、観光の振興を図る本県のイメージダウンにつながります。

肥料等生産資材が高騰する中で、稻わらは貴重な有機質資源です。むやみに焼かず、水田へのすき込み、堆肥の原料や敷きわらとして使うなど有効に活用しましょう。

■問い合わせ先 青森県中南農林水産事務所農業普及振興室

☎ 33-2902



様々な方法で有効利用

朝夕の時間帯は特に警戒を!

～農地の後継者がいなくてお困りの方へ～
「園地継承円滑化システム」に登録する農地を募集しています

市では後継者のいない農地を、新たな担い手へ円滑に継承するため、「園地継承円滑化システム」を構築し、第三者へ継承を希望する農地の詳細な情報を市ホームページ等で公開しています。果樹の生産基盤を維持するため、「園地継承円滑化システム」へ登録を希望する農地を募集していますので、ぜひご活用ください。

◆登録できる農地（以下①、②のいずれにも該当する農地）

- ①現在耕作されている弘前市内の樹園地（りんご、桃、ぶどう等）または、適正に管理している保全管理畑
 - ②後継者がいないなどで、概ね5年以内に第三者への継承（売却・貸付）を希望する農地
- ※今すぐ継承を希望する農地も登録できます。



◆登録項目

農地所在地、面積、作付品目、継承の希望時期、売買・貸借希望価格、品種構成・台木の種類・樹齢・面積割合、単収、水源の状況、傾斜の状況、接道の幅員、トイレの有無、農業用倉庫の有無、譲渡する農業機械の有無

◆登録後の流れ

- ①登録された農地の情報を市ホームページ等において公開し、農地の受け手を募集します。
 - ②農地の引受希望があった場合は、引受希望者に所有者の連絡先を提供しますので、農地の出し手と引受希望者の間で売買または貸借の条件等について直接交渉を行ってください。
 - ③交渉成立後に、農業委員会で売買または貸借の手続きを行ってください。
- ※詳細については、担当へお問い合わせください
か、市ホームページをご覧ください。



■問い合わせ先

農政課農地支援係（市役所前川本館3階）☎ 40-0656

出稼ぎに行く皆さんへ～商工労政課からの
お知らせ～

①「出稼労働者手帳」を受け取りましょう

「出稼労働者手帳」は、出稼労働者としての身分証明書となるものです。出発前に、必ず受け取りましょう。

◆申請窓口 市役所市民課（市役所市民防災館1階）
岩木・相馬総合支所民生課、各出張所

②健康診断を受けましょう

出稼労働者を対象とした健康診断を指定医療機関で行っています。帰省中の出稼労働者も含めて、出発前には受診するようになります。

◆受診料 3,800円

◆受診場所 『令和7年度健康と福祉ごよみ』を
確認してください。

※受診の際には「出稼労働者手帳」をお持ちください。診断の結果、治療が必要な場合の費用は自己負担となります。

■問い合わせ先

商工労政課雇用支援係（市役所前川新館5階）

☎ 35-1135



農業委員会視察研修（福島県）

7月17日から18日にかけて、農業委員・農地利用最適化推進委員13名が農業委員会活動の向上を目的として、福島県で視察研修を行いました。

1日目は浪江町にある「株式会社ライスレジン」を視察。食用として消費されなかった米を材料としたバイオマスプラスチックで、ゴミ袋やおもちゃを製造する企業です。東日本大震災での事故の風評被害で売れ残った地元の米を活用したいという思いをきっかけとした取り組みをしている、環境に優しい企業でした。

2日目は「会津若松市農業委員会」の視察で、「遊休農地対策」、「スマート農業の推進」や「異常気象等の影響」について説明を受け、後継者対策など幅広く意見を交わしました。同市では6地区に分担して、委員間で活発な情報共有をするなど、優れた取り組みをしており、有意義な研修ができました。



企業での視察の様子

秋の農作業安全運動実施中

収穫作業が本格化するこれからの季節は、農作業事故が多くなります。特に、りんご収穫時における高所からの転落や、コンバイン・トラクターなどの大型機械の転倒、乗用草刈機等で立木に衝突する事故は、重大な結果を招く危険性があります。足元や地面の確認を十分に行い、運転中の前方確認を怠らないなど、無理のない作業を心がけましょう！

◆農作業安全のポイント！

脚立作業

- ①安定した場所にしっかりと固定
- ②天板上での作業は禁止
- ③脚立から身を乗り出さない



機械作業

- ①は場の出入口などの段差や傾斜による農業機械の転倒に注意
- ②枝下空間の確保や、低い枝に目印を付けるとともに、ヘルメットを着用



■問い合わせ先

農政課地域経営係（市役所前川本館3階）

☎ 40-7102

農業委員会活動目標等の公表について

市農業委員会では、優良農地の確保や遊休農地の解消、担い手への農地集積に向けた令和7年度活動目標及び令和6年度活動計画に対する点検と評価を公表しています。

詳細は市ホームページ（二次元コード）をご覧ください。



■問い合わせ先

農業委員会事務局農地利用促進係 ☎ 40-7104

りんごの鳥害に対する防止対策について

これからりんごの収穫最盛期を迎えます。野鳥による食害の防止・軽減を図るために対策を紹介しますので、ご活用ください。



(1) 食害を与える鳥の種類

※以下は食害を与える可能性のある代表的な鳥の例です。

- ・留鳥(年間を通して同じ場所に生息し、季節による移動をしない鳥) → カラス(ハシブトガラス・ハシボソガラス)、ヒヨドリ、ムクドリ、ヒガラ、シジュウカラなど
- ・渡り鳥 → アトリ、ツグミなど

(2) 対策

【物理的な飛来対策】

◆糸やテグスによる対策

鳥が嫌う、ミシン糸や釣り用のテグスを枝に張る。カラスの場合は1メートル程度以下の間隔で張り巡らすと効果があるようです。

未経験者大歓迎! りんご研修会(着色管理・収穫編)

りんご生産における作業未経験者や初心者を対象に、着色管理や収穫の基礎的な技術研修会を次の日程で開催します。

開催日	時間	定員
10月1日(水)	13:30~	各30名
10月11日(土)	15:00	

- ◆集合場所 弘前市りんご公園「りんごの家」2階研修室
- ◆内容 りんごの着色管理・収穫の研修(作業DVDの視聴、実技研修)※各日とも内容は同じです。
- ◆対象者 アルバイト、副業等を検討している初心者の方や福祉事業所の関係者など、りんご作業に興味のある方
- ◆講師 青森県りんご協会職員、管内JA職員
- ◆参加費 無料
- ◆持ち物 飲み物、汗拭きタオル、作業用手袋、雨合羽(雨天時)
- ◆申込方法 開催日の2日前までに農政課までお申し込みください。(参加希望日、氏名、電話番号、りんご作業経験の有無をお知らせください)

■問い合わせ先 農政課地域経営係(市役所前川本館3階)

☎ 40-7102 FAX 32-3432

Eメール nousei@city.hirosaki.lg.jp

農地所有適格法人に係る要件の追加について

付株式)に係る種類の株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めるべきことが追加されました。

経過措置として、施行日から起算して1年を経過する日までの間は適用しないこととされていますが、拒否権付株式を発行している農地所有適格法人であって、改正後の要件を満たしていない法人については、令和8年3月31日までに要件をみたすよう適切に対応してください。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、農業委員会へ報告書の提出が必要です。法改正により、報告書の様式が変更となっていますので、報告書を提出する法人は、新様式で報告してください。新様式は二次元コードよりご確認ください。

■問い合わせ先 農業委員会事務局農地調整係 ☎ 40-7104

【追い払い道具を使用しての対策】

◆反射材、防鳥テープによる対策

CDや鏡、防鳥テープなど、太陽光を反射する素材を枝にくりつける。

◆忌避剤による対策

鳥が嫌う臭いを発するロープ等の忌避剤を設置する。

◆バードガードによる対策

鳥が嫌う鳴き声を発するバードガードを設置する。なお、バードガードは対応しない鳥種がいるので、注意してください。

※これらは一時的には効果がありますが、日数の経過とともに慣れてしまい効果がなくなる場合があります。

道具の種類や設置場所、組み合わせを頻繁に変えるなど常に野鳥に「ここは変だぞ」と思わせる工夫が大切です。

【園地対策】

野鳥は落果実にも集まってくるので早めに除去する。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階)

☎ 40-7105

農振除外申出10月31日締切

農地転用、その前に・・・

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地(倉庫、資材置き場など)といった耕作以外の目的で使用する場合は、市が設定している区域から除外するなどの手続きが必要となります。

10月31日を過ぎますと、次回分は、12月15日が締切となる予定です。また、令和7年4月から、農振の手続きと並行して、地域計画からの除外の手続きも必要となります。

なお、受付・相談は、農用地の所在する各地区的担当課窓口で行っています。

■問い合わせ先

【弘前地区】農政課農地支援係(市役所前川本館3階)

☎ 40-0656

【岩木地区】総務課農林係(岩木庁舎1階)

☎ 82-1621

【相馬地区】総務課農林係(相馬庁舎1階)

☎ 84-2111



令和7年4月1日の農地法改正に伴い、農地所有適格法人の議決権要件について、会社法の定めがある種類の株式(「拒否権付株式」)に係る種類の株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めるべきことが追加されました。

経過措置として、施行日から起算して1年を経過する日までの間は適用しないこととされていますが、拒否権付株式を発行している農地所有適格法人であって、改正後の要件を満たしていない法人については、令和8年3月31日までに要件をみたすよう適切に対応してください。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、農業委員会へ報告書の提出が必要です。法改正により、報告書の様式が変更となっていますので、報告書を提出する法人は、新様式で報告してください。新様式は二次元コードよりご確認ください。

